

新型コロナウイルス感染症対応 手当支給範囲拡大、支給額増!



「新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当」は、昨年末合意したものの、支給額、支給範囲において組合は改善を求めています。当局の今回の提案は昨年12月25日～今年3月31日までの対象勤務期間限定ですが、国の補助を受けて手当支給額は大幅増額し、支給範囲も事務職を含む一般職員(常勤、会計年度任用職員)も支給対象となるなど大幅に改善されます。今回の手当は昨年12月25日に閣議決定された予備費の「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」から、新型コロナ患者の重症者病床数×1,500万円、新型コロナ患者のその他病床数×450万円が補助されることを活用するもので、この補助金は新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費にあてられるものが補助総額の3分の2、残りは感染拡大防止等への費用と用途が定められているのが特徴です。提案を受けたのが2月19日で県への申請期限が2月28日と時間が十分でなかったのですが、組合は今回の提案を受け確認書を交わし、手当支給はまず令和2年12月25日に遡及した分が3月の給与に反映されます。尚この間に退職された対象者にもこの手当は支給されます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当支給対象及び支給

<支給対象期間>

令和2年12月25日から令和3年3月31日までの勤務期間が支給対象です。

※令和3年4月1日以降は昨年12月7日交わした「新型コロナウイルス感染症対応に係る特殊勤務手当」に基づく支給対象、支給額に戻ります。

<支給対象者及び支給額>

①新型コロナウイルス感染症患者専用病棟に配属され勤務した職員

- ・常勤職員(再任用短時間勤務含む、以下同じ)

実勤務日数10日以上：20,000円/月 → (変更) **120,000円/月**

実勤務日数10日未満：10,000円/月 → (変更) **60,000円/月**

- ・会計年度任用職員

実勤務日数10日以上：20,000円/月 → (変更) **業務内容に応じ**

実勤務日数10日未満：10,000円/月 **6,000円/3,000円(日額)**

(ただし、上限60,000円/月)

※実勤務日数は各部署で実際に勤務した日で算出する。

- ・年次有給休暇の取得等により、実際に勤務していない日は算入されない。
- ・配属が上記部署であっても他部署で勤務した日は算入されない。

②救急外来、救命救急センター又は呼吸器内科に配属され勤務した職員

・常勤職員)

実勤務日数 10 日以上：20.000 円/月 ➡ (変更) 60.000 円/月

実勤務日数 10 日未満：10.000 円/月 ➡ (変更) 30.000 円/月

・会計年度任用職員

実勤務日数 10 日以上：20.000 円/月 ➡ (変更) 業務内容に応じ

実勤務日数 10 日未満：10.000 円/月
6.000 円/3.000 円 (日額)
(ただし、上限 60.000 円/月)

※実勤務日数の考え方は①と同じ。

③北総育成園その他管理者が定める区域において勤務した職員

6.000 円/日 (変更なし)

④船橋市立医療センターにおいて、新型コロナウイルス感染症患者又はPCR検査を実施した疑い患者の身体に接触して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した職員

・常勤職員 2.000 円/日 ➡ (変更) 6.000 円/日

・会計年度任用職員 2.000 円/日 ➡ (変更) 業務内容に応じ

6.000 円/3.000 円 (日額)

(ただし、上限 60.000 円/月)

※①・②の手当と④の手当は併給されません。

⑤院内感染やクラスター発生防止の取組みを行いつつ、患者対応業務等に従事した職員
(新規。一般職なども支給対象期間に勤務実績があれば支給対象)

・常勤職員 30.000 円/月

・会計年度任用職員 15.000 円/月

※⑤は①～④の手当と重複して受け取れます。

※ただし、その月に実際に勤務した日が無い方へは支給されません。

医療センター職員労働組合独自の

「コロナ陽性者見舞金」支給決定

お知らせ



医療センター職員労働組合では、組合員が新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性反応となった場合、入院、ホテル、自宅といった療養形式は問わず、「新型コロナ感染症陽性者見舞金」(10000円)を支給することを決めました。対象期間は昨年2月から来年3月末までです。

4月より組合掲示板に申請書を用意します。診断書当は不要、口座振込も可能なので記入したら組合のポストへ投函ください。

